

## 阿遲速雄神社○稻八劍大明神

祭神

今按社傳に味耜高日子根神とあれど阿遲速雄神社の阿遲

と云によりて附會したるものなるべし

祭日 九月九日

社格 郷社(明細帳には無格社とあれ共五年)

所在 放出村(東成郡梗木村大字放出)

○西成郡一座 大月次  
阪府管下

## 坐摩神社○新嘗

祭神 生井神

葵井神

綱長井神

阿須波神

波比岐神

今按延喜式に一座なれば其主とます一座を記すべきなれ

共五座を合せて坐摩神と申せるにて何れを主神とも定め

難ければ宮中の座摩巫祭神五座の例によりて五座の神名

を記せり

神位 清和天皇貞觀元年正月二十七日甲中奉<sup>レ</sup>授<sup>ニ</sup>攝津國從

五位下動八等坐摩神後四位下九月庚申難波大社遣使奉

幣爲風雨新焉

## 阿久刀神社○吉大明神

祭神 上筒男命

中筒男命

下筒男命

祭日 九月十五日

社格 村社

野身神社

祭神 野見宿禰

祭日 十月十一月十四日

社格 郷社

所 在 上田部村上宮天神境内(三島郡高櫻町大字上田部)

祭日 三月六月九月並二十二日十一月十六日  
社格 府社  
所在 大阪南渡邊町(大阪市東區南渡邊町)  
神功皇后憩息石因神幸地其北曰樓岸舊有數十小祠皆爲域  
内天正年中遷置園江側因公朝卿歌曰渡邊町とある此公朝  
の歌は夫木集に渡邊や橋の上でを始にて多かる岸の妻社  
かなとみえたるはなり附て後考に備ふ

## ○島上郡二座 阪府管下

## 阿久刀神社○吉大明神

祭神 上筒男命

中筒男命

下筒男命

祭日 九月十五日

社格 村社

野身神社

祭神 野見宿禰

祭日 十月十一月十四日

社格 郷社

所 在 上田部村上宮天神境内(三島郡高櫻町大字上田部)

今按注進狀高槻村舊城内野身神社祭神素盞鳴尊相殿野見宿禰命とある社を式内社といへども本社を舊城内に移したる社なりと云ひ又當國疫病流行の時創立すとあるに素盞鳴尊を主と祭れるなど合せ考ふるに後に祭れる社なる事著ければとらず

祭日 三月五日 月八日九月一日

## 社格 郷社

所在 服部村字宮之(三島郡清水村大字服部)

## 天石門別神社

祭神 天石門別神

新屋坐天照御魂神社三座(並名神大月次新嘗就中天)

祭神 天照國照天火明命

今按注進狀に祭神天照御魂皇大御神天照國照彦火明大

神天津彦火瓊杵大神とありて天照大御神を主としたるは天照御魂と云によりて大御神の御事と思へる誤りなりこは天照國照天火照明命を主として二神を配せ祭りし

社格 郷社

所在 河原(三島郡清水村大字河原)

## ○島下郡十七座 小十二座 ○今大阪府管下

## 新屋坐天照御魂神社三座(並名神大月次新嘗就中天)

祭神 天照國照天火明命

今按注進狀に祭神天照御魂皇大御神天照國照彦火明大

神天津彦火瓊杵大神とありて天照大御神を主としたるは天照御魂と云によりて大御神の御事と思へる誤りなりこは天照國照天火照明命を主として二神を配せ祭りし

社格 郷社

所在 服部村字宮之(三島郡清水村大字服部)

なり其二神は今詳かに知がたけれど社説に從ふ時は即上に舉るが如し猶よく考へし

神位 清和天皇貞觀元年正月二丁、七日甲申奉<sup>レ</sup>授<sup>ニ</sup>攝津國從

五位下動八等新星天照御魂神後四位下

祭日 九月十一日

社格 郷社

新屋郷福井村字新屋(三島郡福井村大字福井)

今按注進狀同郡宿久庄村内上河原と西川原村と二所にも同名の社あり上河原は天照大御神西川原村は火明命を祭ると云りこは全く本社より分社したるものなりとあるが如くなるべしされど正しく式社を定め玉はんには福井村と定めて可ならん

社格 郷社

所在 新屋郷福井村字新屋(三島郡福井村大字福井)

今按大阪府注進狀に祭神天石門別神天宇受賣神とあれど加納藩取調帳には端壁間戸命豐磐間戸命とありこの説まさるに似たり附て後考をまつ

社格 郷社

所在 茅木村(茅木内)(三島郡茅木町大字茅木茅木神社境内)

須久々神社二座